

週休2日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日確保や処遇改善が重要です。このたび、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり実施要領を改定することとしましたのでお知らせします。

1 主な改定内容

(1) 発注方法等

- ・現場作業を行う期間が1週間以上の工事において発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型または交替制）月単位」で発注する。
- ・契約後の受発注者協議により、月単位もしくは完全週休2日のどちらを実施するか決定する。

※応急復旧工事など、週休2日工事の実施が困難な工事は除く。

(2) 経費の補正方法

- ・発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。
- ・月単位および完全週休2日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止する。
- ・完全週休2日での達成が確認された場合は、完全週休2日の補正係数で各経費を乗じた契約変更を行う。
- ・月単位に満たない場合は、補正分を減額する契約変更を行う。

※月単位：連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の休日を確保している状態

※完全週休2日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

2 適用

- ・令和7年11月1日以降に入札公告または指名通知する工事に適用する。

3 その他

- ・詳細は、下松市ホームページの下記URLに掲載の「下松市土木系工事における週休

2 日工事の実施要領」、「下松市週休 2 日工事に関する Q & A」を参照。

- ・ <https://www.city.kudamatsu.lg.jp/keiyaku/youkou.html>（入札契約に係る要綱・要領等のページの URL）